

○大分県病院事業行政財産使用料徴収規程

平成十八年三月三十一日
大分県病院局管理規程第九号

大分県病院事業行政財産使用料徴収規程を次のように定める。

大分県病院事業行政財産使用料徴収規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条第三項の規定に基づき、大分県病院事業の用に供する行政財産(以下「行政財産」という。)をその用途又は目的以外に使用させる場合における使用料の額及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、この規程の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(令元病管規程二・一部改正)

(使用料の額)

第三条 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の徴収時期)

第四条 使用料は、前納とする。ただし、使用期間が長期にわたるものについては、毎月又は毎年定期的に徴収することができる。

(使用料の減免)

第五条 病院局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するとき。
- 二 学術調査、研究及び県の施策の普及宣伝のため行われる講演会、説明会又は討論会その他これらに類する会合の用に短期間使用するとき。
- 三 患者及び職員の厚生施設の用に供するとき。
- 四 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急の施設として短期間使用するとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、病院局長が特に必要があると認めるとき。

(平二一病管規程二・一部改正)

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

(平二一病管規程二・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の規定により徴収することとされた行政財産の使用料は、施行日以後はこの規程の相当規定により徴収するものとみなす。

附 則(平成二一年病管規程第二号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則(平成二六年病管規程第六号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年病管規程第二号)

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

別表(第三条関係)

(平二一病管規程二・平二六病管規程六・令元病管規程二・一部改正)

財産の種別	単位	金額
土地	一年一平方メートル	固定資産台帳に登載された当該土地の価格を当該土地の総面積で除して得た額に百分の五(病院局長が特に必要があると認める場合にあっては、近傍の類地の地価を考慮して百分の四から百分の六までの範囲内において変更した乗率)を乗じて計算した額(以下「土地単価額」という。)とする。ただし、使用期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地単価額に百分の十を乗じて計算した額を加えた額とする。

建物	一年一平方メートル	固定資産台帳に登載された当該建物の価格を当該建物の延べ面積で除して得た額に百分の七を乗じて計算した額と土地使用料相当額を合計した額(病院局長が特に必要があると認める場合にあっては、当該建物の破損の状況、利用効率等を考慮して三割以内において減額又は増額した額)に百分の十を乗じて計算した額を加えた額とする。ただし、病院局長は、特に必要があると認めるときは、当該建物の破損の状況、利用効率等を考慮して、三割以内において、当該建物の使用料を減額し、又は増額することができる。
その他		土地又は建物に準じて病院局長が別に定める額

備考

- 1 この表に定める金額にかかわらず、電柱その他これに類するものの設置のため土地を使用する場合の使用料は電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第一に定める額とし、地下埋設物の設置のため土地を使用する場合の使用料は大分県道路占用料徴収条例(昭和五十一年大分県条例第三十八号)別表に定める金額とする。ただし、病院局長は、特に必要があると認めるときは、土地の地形、種目、時価等を考慮して三割以内において当該使用料を減額し、又は増額することができる。
- 2 土地使用料相当額とは、当該建物の敷地の土地単価額に建築面積を乗じて得た額(県有地以外の土地にある建物にあっては、地代相当額)を当該建物の延べ面積で除して得た額をいう。
- 3 使用面積が一平方メートル未満であるとき、又は使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。
- 4 使用期間が一月以上一年未満の場合は月割計算とし、一月未満の場合は日割計算とする。
- 5 この表の規定により算出した一件の使用料の額が百円未満のときは、百円とする。